

東大和市社会福祉協議会福祉団体助成金交付要領

平成14年4月1日

要領第6号

(目 的)

第1条 この要領は、福祉活動を行う団体（以下「福祉団体」という。）が、福祉活動の充実と発展を図ることを目的として行う事業に対して、その経費の一部を助成するために必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体の条件)

第2条 助成の対象となる福祉団体は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有する福祉団体であること
- (2) 市内で広域にわたって福祉活動を行っていること
- (3) 規約等を有し、団体としての意思を決定、執行し、代表することの機能及び独立した経理、監査の機能が確立していること
- (4) 実績が客観的に認められるものであること
- (5) 自立支援を目的としていること

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、福祉団体が行う次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 主に会員を対象とした事業
- (2) 会員及び一般市民への啓発を目的とした事業
- (3) その他、会長が特に適当と認める事業

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、毎年度予算の範囲内で定める。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする福祉団体は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長が定める日までに提出する。

- (1) 助成金団体調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定・通知)

第6条 会長は、申請内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、福祉団体に助成金交付決定通知書（第3号様式）を送付する。

(助成金の請求)

第7条 助成金の交付決定通知を受けた福祉団体は、助成金交付請求書兼振込依頼書（第4号様式）により会長に請求する。

(助成金の交付)

第8条 会長は、助成金の請求を受けたときは、速やかにその請求にかかる助成金を交付する。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第9条 会長は、助成金の交付を受けた福祉団体が次の各号の一に該当するときは、既に交付決定をした助成金の全部又は一部の返還を、期限を定めて命ずることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を交付の目的以外の経費に充当したとき
- (3) 福祉団体の運営及び活動が、その趣旨に添ぐわないと認められるとき
- (4) その他、特に会長が認めたとき

(実績報告)

第10条 助成金を受けた福祉団体は、助成事業が完了した日又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了した日から起算して3か月以内に、助成金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 助成金をもってあてた経費の領収書の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

様式については別紙のとおりとする。

(帳簿の整備)

第11条 助成金の交付を受けた福祉団体は、事業の状況・費用の収支・その他事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を常に備えておかなければならない。

(委 任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月5日から施行する。